

# 鹿追町保育施設等利用調整基準表

令和6年度

## 【基本点】

該当する理由のうち、**最も点数が高い理由1つを基本点**とします。

父または母の**基本点が低い方**を当該世帯の基本点とします。

保育を必要とする理由				基本点
① 就労	（含む休憩時間） 月の就労時間	180 時間以上		10
		160 時間以上	180 時間未満	9
		140 時間以上	160 時間未満	8
		120 時間以上	140 時間未満	7
		100 時間以上	120 時間未満	6
		80 時間以上	100 時間未満	5
		64 時間以上	80 時間未満	4
② 妊娠中または出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末までの間にある場合				10
③ 疾病・障害	疾病	入院（1ヶ月以上の入院加療を要すると診断されたもの）		10
		自宅療養	長期療養（1か月以上の安静を要するもの）	10
	一般加療（通院している場合）			3
	障害	身体第1・2級、精神第1・2級、知的(A)		10
身体第3級、精神第3級、知的(B)		5		
④ 介護・看護 ※1		保護者が親族等（在宅療養または長期入院等）を常時、介護または看護している場合		4～10
⑤ 災害復旧に当たっている場合				10
⑥ 求職活動中（ハローワークカード等の証明するものの添付必須。起業準備を含む。）				3
⑦ 就学 ※1 （職業訓練を含む）	週4日以上かつ日中の就学時間が 7 時間以上			8
	週4日以上かつ日中の就学時間が 6 時間以上			7
	週4日以上かつ日中の就学時間が 5 時間以上			6
	週4日以上かつ日中の就学時間が 4 時間以上			5
⑧ 虐待・DV		虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある場合（要支援家庭）等		状況に応じ判断
⑨ 育児休業中		復職することを前提としている場合		9
⑩ その他		児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合		状況に応じ判断

※1 加えて就労している場合は、合算時間を算出し「①就労」に基づいて点数化します。

## 【補正点】

該当するすべての**補正点を基本点に加算**し、合計点が高い順に入園(所)優先度が高いものとします。

世帯の状況に応じた項目			補正点
① ひとり親世帯			10
② 復職しているまたは見込みの場合（育児休業・産後休暇終了）			4
③ 2人以上のきょうだいと同時に入園(所)を希望している場合	3人以上または双生児		3
	2人		2
④ 3人以上子どもがいる場合（入園(所)希望年度内に18歳以下の子ども）			1
⑤ 生活保護世帯で自立支援のため必要と認められる場合			状況に応じ判断
⑥ 60歳以下の祖父母等が同居しており、保育が可能な場合			-2
⑦ 前年度より入園待機中であり、継続した申込をしている場合			状況に応じ判断
⑧ 鹿追町内において、保育士として勤務または就職が内定している場合			10

### ○同点の場合の優先度の判断

高	・ 就労時間 ※理由が「①就労」の場合のみ
↓	・ 基本点の高い順
	・ 階層区分の低い順
低	・ 世帯の状況から総合的に判断